

後期高齢者医療制度 2

4月から後期高齢者医療制度が始まりました。

市民には不明な点も多く、私が質問を受けることも多くあります。勉強させていただきながらお答えしています。

「他の人は引き落としされているのになぜ私は引き落としされないの？」

Aさんは、年金を多くもらっている方です。3月31日時点に国民健康保険に加入していた人で、年金から天引きされる人は

- ①介護も見料が年金天引き
- ②年金受給額が年額18万円以上
- ③介護保険料と合わせた保険料が年金額の1/2を超えない。

の全ての条件を満たす人です。

Aさんは、①②③全ての条件を満たしているようなのに、なぜか天引きされていません。

担当者に問い合わせたところ、年金を多くもらっている方に天引き対象になっていまい人がたまにいるということでした。

③が問題で、例えば基礎年金、老齢年金を受け取っていると、老齢年金から介護保険料+後期高齢者医療保険料を払うとなると老齢年金の1/2を超えてしまう場合があります。

そうしますと、③の条件を満たさないことになります。全ての年金の合計額の1/2ではないからです。

この場合は、7月から納付書又は口座振替による支払になります。

また、保険料は、均等割額+所得割額で決定されます。確定申告している人は、7月にならないとH19年度の所得割額が確定しませんから、暫定で保険料が決められ、7月に本決定になってから金額調整されます。

保険料の上限は50万円/年です。

医者に掛かったときの自己負担額は1割ですが、現役並みの所得者（145万円/年以上）は3割負担となります。

他にも複雑な取り決めがあり、もう少し勉強しなければ全容は分かりません。

国の制度であり、糸魚川市で決定することではありませんが、色々と問題が出てきそうですね。